

令和4年度愛別町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和4年7月11日制定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達法」という。)第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図ることを目的として方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げる施設等であって、その所在地が町内にあり、かつ、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
 - イ 重度障害者多数雇用事業所(※)
- (※) 重度障害者多数雇用事業所の要件
- ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者(自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者)
- イ 在宅就業支援団体(在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体)

4 調達の対象となる物品等

町の全ての機関が発注する物品等のうち、障害者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達目標

令和4年度の調達目標金額は、次のとおりとする。

調達目標金額 5,000千円

6 調達の推進方法

- (1) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定及び愛別町財務規則等に基づき、随意契約の積極的な活用を検討し、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

- (2) 障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設等からの情報を基に保健福祉課から各機関に対して情報提供を行うものとする。
- (3) 各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を制定したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 調達方針に関する担当窓口

本方針に関する担当窓口は、保健福祉課福祉係とする。